

名張市自動体外式除細動器(AED)貸貸借仕様書

- 1 件 名 名張市自動体外式除細動器(AED)貸貸借
- 2 機 種 AED-3250 オートショックAED(日本光電工業株式会社製)
- 3 数 量 29 台
- 4 設置箇所 28 箇所
 - (1) 教育委員会事務局 教育総務室 所管分(20台、19箇所 名張中学校のみ2台)
名張小学校、蔵持小学校、薦原小学校、比奈知小学校、美旗小学校、箕曲小学校、
錦生赤目小学校、桔梗が丘小学校、桔梗が丘南小学校、桔梗が丘東小学校、
つつじが丘小学校、すずらん台小学校、梅が丘小学校、百合が丘小学校
名張中学校、赤目中学校、桔梗が丘中学校、北中学校、南中学校
 - (2) 教育委員会事務局 文化生涯学習室 所管分(1台、1箇所)
旧錦生小学校
 - (3) 教育委員会事務局 市民スポーツ室 所管分(4台、4箇所)
旧国津小学校、旧長瀬小学校、旧滝之原小学校、武道交流館いきいき
 - (4) 教育委員会事務局 図書館 所管分(1台、1箇所)
名張市立図書館
 - (5) 福祉子ども部 地域包括支援センター 所管分(1台、1箇所)
国津地区まちの保健室
 - (6) 総務部 公共施設マネジメント室 所管分(1台、1箇所)
名張市役所
 - (7) 産業部 観光交流室 所管分(1台、1箇所)
赤目四十八滝キャンプ場
- 5 設置期限 令和6年6月30日(日)
- 6 貸貸借期間 令和6年7月1日～令和14年6月30日 8年間(96ヶ月)
- 7 自動体外式除細動器(AED)の機器構成
本体及び付属品等は、1台につき次のとおりとする。
 - ① AED本体 1 台
 - ② キャリングケース(メーカー純正品) 1 台
 - ③ バッテリー 1 個
 - ④ 電極パッド 成人・小児共用 2組 (本体接続用及び予備1組)
 - ⑤ AED/CPRレスキューキット 1 式
(ハサミ、蘇生用マウスピース、グローブ、剃刀、タオル)
 - ⑥ 取扱説明書(日本語版) 1 部
 - ⑦ AED設置表示シール 1枚
(設置を示す表示板またはシール)
 - ⑧ 一次救命手当ての手順表示シール 1枚
(ガイドライン2020に対応したもの)
 - ⑨ AED遠隔監視端末
(AED本体、バッテリー、電極パッドの状態をWeb上で確認できること。また、装置の異常時やバッテリー、電極パッドの定期交換時期にはメールにて通知を行うこと。なお、AED監視システム機能の使用に際しては設置場所の電源使用や配線工事が不要であること。AED内部に保存された救助データはAED監視システム経由にて取り出すことが可能で、サーバーへ自動転送機能を有する事。)
- 8 貸貸借料に含まれる費用・サービス等
以下のサービス等については、貸貸借期間(8年間)に附帯することとする。
 - (1) バッテリー(1個)と電極パッド(AED本体1台につき2組)を使用期限前に各施設にて交換する事。
 - (2) (1)の交換時には、交換及び簡易点検を行う事。
 - (3) AED使用のために電極パッドを開封した旨の連絡を施設から受けた場合、電極パッド(予備1組)を該当する設置施設にて交換作業をおこなう事。電極パッド費用(交換費込み)は、リース料金に含まれていること。
 - (4) AED本体に電極パッド及びバッテリーの交換時期を容易に確認することができる表示ラベルを貼り付けること。
 - (5) 緊急時の故障に対応できるよう、コールセンターを有し、取扱いメーカーが対応可能であること。
 - (6) AED設置時には、各設置施設担当者とは打ち合わせをし、AED本体及び付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと。

- (7) 既設の収納ボックスに設置されている場合は、その収納ボックスに本体及び付属品を収めること。
- (8) 契約期間満了後、設置したAED本体及び付属品等は速やかに撤収すること。
- (9) 故障・破損(使用者の故意及び重過失、天災等は除く。)等に備え、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。なお、故障が生じたら、修理が完了するまでの間は代替品を設置すること。

9 契約方法等

- (1) 本物件は賃貸借とし、受注者と発注者の間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者は、リース事業者とし、発注者は、本物件の使用人となる。
- (2) 本契約は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約とする。

10 支払方法等について

- (1) 支払いは、毎月払いとする。
- (2) 請求書は、設置箇所毎に作成し、宛名及び送付先は、発注者の指示によるものとする。

11 予算の減額又は削除に伴う解除等

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、名張市は本契約を変更または解除することができる。

12 その他

- (1) 受注者は、高度管理医療機器等貸与業の許可を有していること。
- (2) ガイドラインの変更があった場合は、発注者と受注者で対応を協議すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。